

1. 港 湾 荷 役 料 金 表

(船内・沿岸一貫料金)

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

(1トンにつき 単位：円)

品目				金 額		
				接岸本船 ←→ 上屋・野積場内	接岸本船 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		1, 1 9 3	1, 0 6 6	
		空		1, 0 1 4	9 0 5	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			2, 3 0 5	2, 1 1 2	
	ノックダウン自動車					
	完 成 車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			1, 8 0 3	1, 6 5 3	
	完 成 車 (重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			2, 5 2 4	2, 2 9 8	
包 装 品	袋 物			3, 1 5 6	2, 8 8 3	
	ベ ー ル 物			3, 0 7 1	2, 8 0 2	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)			3, 4 6 0	3, 1 8 3
		機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)			2, 5 2 4	2, 2 9 8
		青 果 類			2, 5 9 4	2, 3 5 5
		冷凍品・冷蔵品			—	5, 0 0 6
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			2, 3 7 8	2, 1 9 9	
	巻 取 紙 (内地産)			1, 9 0 8	1, 7 0 6	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材 南 洋 材	1, 7 3 9	1, 5 6 3
				北 洋 材	2, 3 6 1	2, 1 8 8
			製 材		1, 8 7 0	1, 6 8 9
	非 鉄 金 属 類 (半製品・銑鉄・地金)			2, 8 0 3	2, 5 2 0	
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)			2, 7 0 0	2, 4 6 7
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの)			2, 2 9 7	2, 1 0 0
		コ イ ル				
	石 材			2, 7 5 1	2, 5 5 6	
撒 貨 物	小麦 肥料原料 鉍 礦 石 (粉)			1, 8 6 1	1, 6 6 7	
	鉍 礦 石 (塊)					
	特殊鉍 礦 石			2, 5 7 8	2, 3 4 7	
	砂 糖			2, 4 9 3	2, 3 1 2	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

② 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引

料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1か月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位：円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～ 22人 (19人)	23人～ 29人 (26人)	30人～ 36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位：円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～ 22人 (19人)	23人～ 29人 (26人)	30人～ 36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 3円
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれが大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1,133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。